**ストレスチェックに係る産業医契約書**

事業者　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　 （以下「甲」という）と、

長野県医師会員　　　　　　　　　（以下「乙」という）とは、甲の実施するストレスチェックに関する業務について次のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第1条　乙は、本事業場において、甲の労働者に対し、次の各号に掲げる業務のうち、甲、乙協議の上、定めた業務を行うものとする。（行う業務に○、行わない業務に×をする）

(1)　ストレスチェックの実施者（共同実施者を含む）の業務（　　）

　(2)　ストレスチェック実施後の面接指導の業務（　　）

（報酬）

第2条　乙が本契約に基づいて行った前条第1号の業務に関し、甲が支払う報酬の額は、ストレスチェックの実施1回につき　　　　　　円とする。乙が本契約に基づいて行った前条第2号の業務に関し、甲が支払う報酬の額は、1名につき　　　　　　円とする。

（事故などの補償）

第3条　乙が本契約に定める職務遂行中に生じた第三者に対する人的および物的事故については、乙の故意または重大な過失に基づくものを除き、すべて甲の責任において処理し補償するものとする。

2　乙が本契約に定める職務遂行中に受けた人的事故については、甲の事業場等への往復途上も含め、甲は乙の損害を補償する責任を負うものとする。物的事故についても同様とし、甲、乙協議の上、甲は乙に対し損害を補償するものとする。

（契約の有効期間）

第4条　本契約の有効期間は、　　　　　　年　　　月　　　日から1ヵ年とする。

2　前項の期間満了の1ヵ月前までに、甲または乙のいずれかからの申し出がない場合、本契約は同内容により更に1ヵ年更新するものとし、以後も同様とする。

（契約の解約）

第5条　前条に定める本契約の有効期間内においても、甲、乙いずれからか解約の申し出がなされた時は、1ヵ月前の予告をもって本契約を解約することができる。

（守秘義務）

第6条　乙は、本契約に定める業務を遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

（契約に定めのない事項）

第7条　本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定める。

本契約を証するため、本書を3通作成し、甲、乙および確認者押印の上、甲、乙および確認者が各1通ずつ保有する。

　　　　　年　　　月　　　日

［甲］　　　事業場所在地　〒

　　　　　　名称

　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

［乙］　　　住所　　　　　〒

　　　　　　医療機関名

　　　　　　医師氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

［確認者］　医師会名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印